

静岡県企業職員被服等貸与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年3月31日

静岡県公営企業管理者

企業局長 望月 誠

企業局管理規程第4号

静岡県企業職員被服等貸与規程の一部を改正する規程

静岡県企業職員被服等貸与規程（昭和42年事業部管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
(被服等取扱責任者)							(被服等取扱責任者)						
第4条 被服等の貸与等の事務を行なわせるため、本庁及び出先機関に被服等取扱責任者（以下「責任者」という。）を置く。							第4条 被服等の貸与等の事務を行わせるため、本庁及び出先機関に被服等取扱責任者（以下「責任者」という。）を置く。						
2 (略)							2 (略)						
別表（第3条関係）							別表（第3条関係）						
番号	勤務する機関	業務内容	貸与品目	貸与数量	貸与期間	摘要	番号	勤務する機関	業務内容	貸与品目	貸与数量	貸与期間	摘要
(略)							(略)						
(1)	経営課	工事の監督、検査等の屋外における業務	作業衣（上）	1	36	実情に応じて作業靴又はブツク靴のいずれかを貸与する。	(1)	本庁各課	用地の取得、管理、分譲又は工事の監督、検査等の屋外における業務	作業衣（上）	1	36	実情に応じて作業靴又はブツク靴のいずれかを貸与する。
			作業衣（下）	1	24					作業衣（下）	1	24	
			夏作業衣（上）	1	36					夏作業衣（上）	1	36	
			雨がっぱ	1	36					雨がっぱ	1	36	
			防寒衣	1	60					防寒衣	1	60	
			作業靴	1	36					作業靴	1	36	
			ブツク靴	1	24					ブツク靴	1	24	

			<u>ゴム</u> <u>長靴</u>	<u>1</u>	<u>36</u>				<u>ゴム</u> <u>長靴</u>	<u>1</u>	<u>36</u>		
(2)	事業 課	用地 の取 得、 管理、 分譲 又は 工事 の監 督、 検査 等の 屋外 にお ける 業務	作業 衣（ 上）	<u>1</u>	<u>36</u>	実情 に 応 じ て 作 業 靴 又 は ズ ック 靴 の い ず れ か を 貸 与 す る。							
			作業 衣（ 下）	<u>1</u>	<u>24</u>								
			夏作 業衣 （上 ）	<u>1</u>	<u>36</u>								
			雨が っぱ	<u>1</u>	<u>36</u>								
			防寒 衣	<u>1</u>	<u>60</u>								
			作業 靴	<u>1</u>	<u>36</u>								
			ズッ ク靴	<u>1</u>	<u>24</u>								
			<u>ゴム</u> <u>長靴</u>	<u>1</u>	<u>36</u>								
(3)～ (5)	(略)												
(2)～ (4)	(略)												

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この管理規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この管理規程の施行の際改正前の静岡県企業職員被服等貸与規程に基づいて貸与してある被服等については、改正後の静岡県企業職員被服等貸与規程に基づいて貸与してあるものとみなす。この場合において、当該被服等の貸与期間の計算については、この管理規程の施行前の貸与期間を算入するものとする。